

「生活保護制度に関する国と地方の協議」について

1 概要

(1) 日時 平成20年11月4日(火) 19:10~19:52

(2) 場所 厚生労働省5階第12会議室

(3) 構成員

厚生労働省 舛添厚生労働大臣、大村厚生労働副大臣(欠席)

全国知事会 谷本石川県知事

全国市長会 岡崎高知市長、阿部川崎市長(欠席)

(4) 開催の趣旨

地方分権改革推進委員会第1次勧告(平成20年5月28日)を受けて決定された「地方分権改革推進要綱(第1次)」(平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定)において、「国と地方の協議の場を早期に立ち上げ、地方自治体が主体となった自立支援の取組みの推進や医療扶助の在り方など生活保護の制度全般について、国が責任を持つべき部分と地方が責任を持つべき部分との役割分担を踏まえた総合的な検討に着手し、平成20年度中を目途に制度改正の方向性を得る」とこととされた。これを受けて、平成21年3月までの間、標記会議が開催されることとなった。

2 議題

会合の趣旨について

生活保護制度の現状に関する意見交換

今後の運営等について

3 主な確認事項

生活保護事務は法定受託事務であり、その基本的な枠組みを維持するとともに、国庫負担割合の見直しは行わないこと

事務レベルで自立支援の在り方、医療扶助の在り方、濫給・漏給防止対策を軸に検討

平成20年度中に制度改正の方向性について一定の結論を得る